

自動通話録音機と 港区の救急通報システムの 併用が可能となりました



これまで自動通話録音機と港区の救急通報システムとは併用ができませんでしたが、今後は、港区の救急通報システムを設置している家庭でも自動通話録音機を設置することができるようになりました

自動通話録音機

イメージ

この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため会話内容が自動録音されます



自動通話録音機は、通話内容を録音し、再生することができ、また、着信時に自動で警告音声を流し、振り込め詐欺等の犯罪を防止することを目的として電話機に接続する機器です

港区 救急通報システム



救急通報システムは、家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて民間受信センターに通報し、当該受信センターが緊急対応することにより、安全を確保する制度です

※ なお、港区の救急通報システム以外の通報システムをお使いの方は、自動通話録音機を利用することはできません

自動通話録音機の設置を希望される方は、右記までご連絡ください

高齢者救急通報システムに関する問合せ

港区 高齢者支援課 在宅支援係
☎ 03-3578-2400

申込み・問合せ

港区 防災課 生活安全推進担当
☎ 03-3578-2271

障害者救急通報システムに関する問合せ

港区 障害者福祉課 障害者給付係
☎ 03-3578-2389